

# 【利用区分表】

利用される方(借りる方)方と利用できる作品(アルファベットの区分)  
= 利用できます x = 利用できません

		作品に記されている アルファベットの区分					利用される方(借りる方)
		A	B	C	D	E	
個人	1						【聴覚障害者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている方(児童の場合はその保護者の方も含まれます)
	2						【難聴者・児、中途失聴者・児】 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方であって、日常生活において補聴器又は人工内耳を常用し、かつ、映像作品の視聴において聴覚障害者向け字幕を必要とされている方
	3						【聴者】 聴覚障害者福祉に従事されている方など
団体	1						【聴覚障害者団体・施設】 聴覚障害者・児団体、聴力言語障害者児施設、聴覚障害者情報提供施設
	2						【教育機関】 ろう学校、難聴学級、聴覚障害者等が通う学級など
	3						【関係施設】 聴覚障害者福祉施設、聴覚障害者児等の寄宿舍、聴覚障害者児等が利用又は入所している施設など
	4						【その他】 その他の社会福祉施設、公共施設

区分	利用できる範囲(作品の使い方)
1	【個人視聴】
2	【個人視聴】 【集団視聴】
3	【個人視聴】 【集団視聴】 【大会等でのお上映】

【個人視聴】	個人利用者本人又はその家族など限られた範囲内での視聴
【集団視聴】	<p>集団(手話サークルなど、共通の目標・規範・仲間意識などに基づいて組織され、相互関係が持続する人の集まり)での視聴であって、視聴に当っては営利を目的とせず、かつ視聴者から一切の料金を受けない場合での視聴 (例) 聴覚障害者団体等での学習会における視聴</p> <p>ろう学校、難聴学級など聴覚障害児又は難聴児等が通う学校教育機関での視聴であって、かつ、授業の過程としての視聴であり、視聴対象者はその授業を行う者及びその授業を受ける者に限る場合での視聴。</p>
	<p>【以下のような場合には利用できません】</p> <p>集会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合には利用できません。</p>
【大会等での お上映】	<p>聴覚障害者・児、難聴者・児、中途失聴者・児を主たる対象とする上映会等であって、上映会等が営利を目的とせず、かつ、視聴者から一切の料金を受けない場合での上映に限ること。 (例) 聴覚障害者等を主たる参加者とした福祉大会、イベント会場等での上映</p>
	<p>【以下のような場合には利用できません】</p> <p>大会等の開催に際し、参加費等を徴収する場合又は、寄付金集め又は、物品の販売等を主たる目的としてその集客効果等を意図している場合には利用できません。ただし、やむを得ず大会参加費等を徴収する場合であっても、当該上映会のみ大会参加費を支払っていない者も視聴できることを周知、並びに、配慮している場合は利用できます。</p>

平成19年度以前に制作・頒布された作品には利用区分が記載されていません。また、平成19年度以降の制作・頒布作品であっても一部の作品には利用区分が記載されていないものがあります。このように利用区分が記載されていない作品については原則として利用区分=C-1としてご利用ください。(ろう学校での授業の一環としての視聴は可)